



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*1 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 281 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正 (総務課) 2
- *282 平成17年和歌山県告示第905号(国民保護法による指定地方公共機関の指定)の一部改正 (危機管理・消防課) 2
- *283 昭和37年和歌山県告示第671号(指定地方公共機関の指定)の一部改正 (防災企画課) 2
- *284 和歌山県長寿祝品贈呈要綱(昭和49年和歌山県告示第562号)の一部改正 (長寿社会課) 2
- *285 和歌山県医学研究奨励賞規程(昭和46年和歌山県告示第161号)の廃止 (医務課) 3
- 286 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 3
- 287 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (") 4
- 288 令和6年度前期技能検定の実施 (労働政策課) 4
- 289 令和6年度随時技能検定の実施 (") 7
- 290 藤崎井土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課) 10
- 291 藤崎井土地改良区の役員の就退任 (") 10
- 292 木材業者等の登録 (林業振興課) 11
- 293 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 11
- 294 道路の区域変更 (道路保全課) 11
- 295 道路の供用開始 (") 12
- *296 平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)の一部改正 (都市政策課) 12
- *297 昭和37年和歌山県告示第441号(収入証紙指定売りさばき人の指定)の一部改正 (会計課) 13
- *298 昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部改正 (") 13
- *299 平成11年和歌山県告示第666号(和歌山県証紙売りさばき人の指定等)の一部改正 (") 13
- *300 平成25年和歌山県告示第1481号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (") 14
- *301 平成31年和歌山県告示第311号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部改正 (") 14

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

令和6年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則
和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出資法人等) 第13条 条例第38条第1項の実施機関の規則で定める法人は、 <u>公益財団法人和歌山県文化財センター</u> とする。	(出資法人等) 第13条 条例第38条第1項の実施機関の規則で定める法人は、 <u>公益社団法人和歌山県体育協会及び公益財団法人和歌山県文化財センター</u> とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第281号

平成13年和歌山県告示第748号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中「第13条第2項」を「第14条第2項」に、
「公益社団法人和歌山県観光連盟」を「公益社団法人和歌山県観光連盟
公益社団法人和歌山県体育協会」に改める。

和歌山県告示第282号

平成17年和歌山県告示第905号（国民保護法による指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「有田交通株式会社」を「野鉄観光株式会社」に改める。

和歌山県告示第283号

昭和37年和歌山県告示第671号（指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「有田交通株式会社」を「野鉄観光株式会社」に改める。

和歌山県告示第284号

和歌山県長寿祝品贈呈要綱（昭和49年和歌山県告示第562号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第2条中「翌年3月30日現在において満100歳であるもの及び県内で」を削る。

第3条を次のように改める。

（対象者の確認）

第3条 知事は、長寿祝品贈呈対象者の確認について必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求めることができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第285号

和歌山県医学研究奨励賞規程を廃止する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県医学研究奨励賞規程（昭和46年和歌山県告示第161号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県告示第286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紀ノ川ショッピングセンター

和歌山県和歌山市次郎丸38外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デューデリ&ディール 代表取締役 山本高広

大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番12号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社コメリ 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後8時

（変更後）株式会社コメリ 開店時刻 午前6時30分

閉店時刻 午後9時30分

4 変更年月日

令和6年3月5日

5 変更理由

営業計画変更のため

6 届出年月日

令和6年3月4日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和6年3月29日から同年7月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第287号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン福島店

和歌山県和歌山市福島89番1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第1157号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和6年3月29日から同年4月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第288号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 2級

金属熱処理（一般熱処理作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	15,100円
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	18,200円

(イ) (ア)の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	6,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料（1件）
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	10,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、3級職種（造園職種及びとび職種を除く。）は令和6年6月6日（木）から同年8月11日（日）まで、造園職種及びとび職種は令和6年9月9日（月）から同年11月13日（水）まで、その他の職種は令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和6年5月30日（木）から和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	3級	令和6年7月14日（日）
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	令和6年8月18日（日）
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	1級及び2級	令和6年8月25日（日）
非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	令和6年9月1日（日）

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和6年4月3日（水）から同月16日（火）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和6年10月4日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。ただし、3級（造園職種及びとび職種を除く。）の技能検定合格者の合格発表は令和6年8月30日（金）に、造園職種及びとび職種の技能検定合格者の合格発表は同年11月28日（木）に、それぞれ和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにのみ合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第289号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和6年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 実施する等級及び検定職種

(1) 2級及び3級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（織物・ニット浸染作業）、

ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

(2) 3級

ニット製品製造(丸編みニット製造作業)、プラスチック成形(ブロー成形作業)

(3) 基礎級

鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料（1件）
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒（角形2号封筒に宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「○級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（3（1）アに定める額）及び学科試験の手数料（3,100円）を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにかのみ合格した者については、書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付される。

7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和5年4月14日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	榎本治行	岩出市大町71番地

和歌山県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員（令和6年1月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	豎竹司	紀の川市黒土43番地
理事	吉岡昭兒	紀の川市西井阪158番地
理事	西口雅章	岩出市荊本142番地
理事	宮本行夫	岩出市岡田66番地
理事	池田恆雄	岩出市曾屋457番地
理事	福田雅夫	岩出市山623番地
理事	横地清己	和歌山市里220番地
理事	前田綱雄	和歌山市弘西853番地
理事	木戸口清	和歌山市府中1599番地2
理事	細井巧	和歌山市直川1847番地
理事	園部知宏	和歌山市園部802番地

監事 稲垣眞澄 紀の川市中井阪67番地
 監事 中谷博昭 岩出市中迫520番地
 監事 垂井茂明 和歌山市直川1820番地

2 就任した役員（令和6年2月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	林久晴	紀の川市上田井967番地
理事	國友俊宏	紀の川市上野213番地
理事	山田昌志	紀の川市下井阪441番地1
理事	岩崎辰哉	岩出市中迫366番地
理事	川端伸太郎	岩出市清水84番地
理事	大東秀紀	岩出市西野193番地の4
理事	池田恆雄	岩出市曾屋457番地
理事	正木伸幸	岩出市吉田156番地
理事	明渡英雄	和歌山市平岡282番地
理事	辻進一	和歌山市弘西1023番地
理事	丸山仁司	和歌山市府中1380番地1
理事	中村憲司	和歌山市直川1009番地
理事	星野龍士	和歌山市園部800番地
監事	藤本隆夫	紀の川市上田井3番地1
監事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
監事	辻本紀之	和歌山市弘西425番地

和歌山県告示第292号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本周 平

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
6038			令和6.2.26	西牟婁郡上富田町南紀の台20-33	合同会社紀怜原木代表社員 田上一男	木材	西牟婁郡上富田町南紀の台20-33

和歌山県告示第293号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本周 平

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字沼谷字北山384の3、386の9
- 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字栗山106番地内	旧	6.26 } 9.93	66.56	
同上	新	8.97 } 10.60	66.77	

和歌山県告示第295号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道
 路線名 古座川熊野川線
 供用開始の区間 東牟婁郡古座川町下露字栗山106番地内
 供用開始の期日 令和6年3月29日

和歌山県告示第296号

平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項の表農林水産物の部アマゴの項の次に次のように加える。

甘熟富有柿	九度山町
-------	------

第1項の表農林水産物の部カマスの項の次に次のように加える。

カヤの木（実）	海南市 紀美野町
---------	----------

第1項の表農林水産物の部木成りはっさくの項の次に次のように加える。

紀の川はっさく	紀の川市
---------	------

第1項の表農林水産物の部バナナの項の次に次のように加える。

葉牡丹	紀の川市
-----	------

第1項の表農林水産物の部レモンの項中「有田市 湯浅町 広川町 有田川町」を「和歌山市 有田市

湯浅町 広川町 有田川町」に改める。

第1項の表農林水産物以外のものの部ビールの項中「有田川町」を「和歌山市 有田川町」に改める。

和歌山県告示第297号

昭和37年和歌山県告示第441号（収入証紙指定売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和6年5月7日から適用する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表住所の欄中「田辺市新屋敷町1番地」を「田辺市東山一丁目5番1号」に改める。

和歌山県告示第298号

昭和57年和歌山県告示第917号（和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人指定年月日	売りさばき所
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1-35	昭和39年4月1日	和歌山市本町1-35 本店営業部 和歌山市小松原通1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-4 松江支店 和歌山市神前138-19 神前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支店 伊都郡高野町高野山778 高野山支店 岩出市清水500-1 岩出支店 海南市名高533-1 海南駅前支店 有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店 御坊市蘭378-3 御坊支店 日高郡みなべ町芝445-1 南部支店 田辺市高雄1-16-20 田辺支店 東牟婁郡串本町串本909 串本支店 東牟婁郡那智勝浦町築地 1-1-1 勝浦支店 新宮市大橋通2-3-1 新宮支店

和歌山県告示第299号

平成11年和歌山県告示第666号（和歌山県証紙売りさばき人の指定等）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表売りさばき所の欄中「紀州農業協同組合龍神支店」を「紀州農業協同組合龍神出張所」に改める。

和歌山県告示第300号

平成25年和歌山県告示第1481号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表売りさばき所の欄中「日高郡印南町大字印南1213番地の1」を「日高郡印南町大字印南1207番地の1」に、「株式会社印南石油店店舗内」を「株式会社印南石油店事務所内」に改める。

和歌山県告示第301号

平成31年和歌山県告示第311号(和歌山県証紙売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表住所の欄及び売りさばき所の欄中「和歌山市太田二丁目6番12-102号」を「和歌山市小松原通一丁目1番地6 オリエンタルプラザ6階601」に改める。